

# 高知県公衆浴場物価高騰緊急支援給付金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年5月1日府地創第127号・消地協第113号・総行政第103号・入管庁支第161号・2文科政第25号・厚生労働省発会0430第2号・2農振第284号・20200428財地第4号・国総政第3号）に基づき、高知県公衆浴場物価高騰緊急支援給付金（以下「給付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

## (給付目的)

第2条 県は、県民生活に欠かすことのできない生活衛生関係営業のうち、物価統制令（昭和21年勅令第118号）に基づき入浴料金が統制されている高知県公衆浴場法施行条例（昭和25年高知県条例第34号）第2条第1項に規定する一般公衆浴場（以下「一般公衆浴場」という。）に対し、安定的な事業継続及び施設の適正な衛生管理を維持することができるよう、光熱費等高騰分の一部を支援する目的で、予算の範囲内において給付金を交付する。

## (給付事業者及び給付金の額)

第3条 給付事業者は、高知県内（高知市の区域を除く。）に所在する一般公衆浴場の設置者とする。

2 給付事業者に対する給付金額は、10万円とする。

## (給付金の交付申請)

第4条 給付事業者は、給付金の交付を申請しようとするときは、別記第1号様式による給付金交付申請書を令和5年2月20日までに知事に提出しなければならない。

## (給付金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による給付金の交付の申請が適当であると認めたときは、給付金の交付の決定をし、別記第2号様式により当該給付事業者に通知するものとする。また、書類審査の結果、給付金を交付しない旨の決定をしたときは、別記第3号様式により当該給付事業者に通知するものとする。

## (交付決定の取消し)

第6条 知事は、給付事業者が別表第1に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

## (給付の条件)

第7条 給付事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 令和4年12月21日までに公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定による許可を受け、一般公衆浴場を開設していること。
- (2) 給付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を給付事業の終了の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (3) 給付事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

- (4) 給付事業者においては、県税の全税目で滞納がないこと。ただし、県税の納税義務がない場合は、申立書（参考様式1）を提出すること。
- (5) 給付事業者においては、県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。この場合において、税外未収金債務の滞納がない旨を証する誓約書兼同意書（参考様式2）を提出すること。

（調査等）

第8条 知事は、給付事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、給付事業者に対し、書類の提出又は報告を求め、必要な調査等を行うことができる。

（給付金の交付の決定の取消し及び変更）

第9条 知事は、第5条の規定により給付金の交付の決定を行った場合において、次の各号のいずれかに該当する場合には給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 別表に掲げるいずれかに該当したとき。
  - (2) この要綱に規定する申請書及び関係書類の記載内容に虚偽又は不正等があることが明らかになったとき。
  - (3) 正当な理由なく、前条に規定する調査等を拒んだため、給付金の適正な給付に関し必要な確認をすることができなくなったとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、給付金の交付等に関し、知事の指示に従わなかったとき。
- 2 知事は、前項の規定に基づき給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、理由を伏して通知するものとする。

（給付金の返還）

第10条 知事は、前条第1項の規定に基づき給付金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めて当該給付金を返還させるものとする。

（加算金及び延滞金）

第11条 給付事業者は、第9条第1項の規定に基づく給付金の交付の決定の取消しに係る給付金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る給付金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、給付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、給付事業者の納付した金額が返還を命ぜられた給付金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた給付金の額に充てられたものとする。
- 3 給付事業者は、給付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 4 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた給付金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、当該納付額を控除した額によるものとする。
- 5 第1項又は第3項の規定による加算金又は延滞金の額を計算する場合における年当たりの割合は、じゆん 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(情報の開示)

第12条 給付事業又は給付事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年1月23日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された給付金について、第6条及び第8条から第12条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

## 別表（第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 11 県税の滞納があるとき。